

時効中断に関する条文案

第 条 あつせん、調停、仲裁の申立てには、時効中断の効力が生ずる。但し、左記事由の一に該

当するときは、その事由が生じたときから一か月内に訴えを提起（法律上裁判所における調停前置が義務づけられている紛争については調停の申立て）しなければ時効中断の効力を生じない。

- 一 申立て後六か月以内に相手方が出頭しないとき（相手方の出頭を要しないで仲裁判断をする場合は除く）
- 二 六か月間連続して期日が開かれないとき（期日を開かないで仲裁判断をする場合は除く）
- 三 相手方の出頭を要せず又は期日を開かないで仲裁判断をする場合に、申立てから六か月以内に仲裁判断がなされないとき
- 四 仲裁合意の取消又は無効もしくは存在しない旨の仲裁判断がなされたとき
- 五 和解が調わないとき
- 六 申立の取下げ

（注）本条の内容を証明することは、守秘義務の例外として認める必要がある。

時効中断に関する条文案（主張・立証責任を主張する側にしたもの）

第 条

あつせん、調停、仲裁の申立ては、左記事由の一に該当する事由が生じたときから一か月内に訴えを提起（法律上裁判所における調停前置が義務づけられている紛争については調停の申立て）しなければ時効中断の効力を生じない。

- 一 申立て後六か月以内に相手方が出頭しないとき（相手方の出頭を要しないで仲裁判断をする場合は除く）
- 二 六か月間連続して期日が開かれないうとき（期日を開かないで仲裁判断をする場合は除く）
- 三 相手方の出頭を要せず又は期日を開かないで仲裁判断をする場合に、申立てから六か月以内に仲裁判断がなされないとき
- 四 仲裁合意の取消又は無効もしくは存在しない旨の仲裁判断がなされたとき
- 五 和解が調わないとき
- 六 申立の取下げ

（注）本条の内容を証明することは、守秘義務の例外として認める必要がある。

執行力に関する条文案（参考・仲裁法案四六条一項）

第 条 民事執行をしようとする当事者は、組織、人的構成、手続規則、実績、必要性等のうえから特別に法律で定めるあつせん機関、調停機関において選任されたあつせん人、調停人が署名した和解契約書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているものにより、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（和解契約書に基づく民事執行を許す旨の決定をいう）を求める申立てをすることができ。

執行力に関する条文案（参考・民事執行法二二条、公催仲裁法八〇二条一項）

第 二 条

強制執行は、組織、人的構成、手続規則、実績、必要性等のうえから特別に法律で定めるあつせん機関、調停機関において選任されたあつせん人、調停人が署名した和解契約書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているものにより行うことができる。

前項の和解契約書によって行う強制執行は、裁判所の執行決定をもってそれを許す旨の決定があつたときに限りなすことができる。